

第 419 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 3 年 3 月 2 日 (火) 午後 4 時 29 分から午後 4 時 39 分
- 2 場 所 東京労働局 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 1-3
- 3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名
- 4 議事録
- 都留会長 ただ今から第 419 回東京地方最低賃金審議会を始めます。初めに委員の出欠状況について事務局から報告してください。
- 課長補佐 御報告いたします。本日は全委員が御出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数である、全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしておりますことを御報告いたします。
- 都留会長 ありがとうございます。本日の議事録の署名は、東京地方最低賃金審議会運営規程第 7 条に基づき、公益委員は私が、労側委員は吉岡委員、使側委員は杉崎委員にお願いします。
- 賃金課長 それでは議事 (1)「令和 3 年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向確認について」に入ります。事務局から説明をお願いします。
- 都留会長 御説明させていただきます。特定最低賃金の決定又は改正の申出につきましては、最低賃金法第 15 条第 1 項におきまして、労働者又は使用者を代表する者が都道府県労働局長に対して行うことができると定められております。この申出につきましては、例年概ね 7 月を目途にお願いをされてきておるところでございますが、申出が予定されているものにつきましては、その申出に沿った形で最低賃金に関する実態調査を実施する必要があります。そのため前年度末を目途に、各特定最低賃金につきましては、改正等の意向の有無を労使各側から確認させていただき、これを受けまして次年度の調査の準備をさせていただいておるところでございます。特に業種の括りの変更や、適用除外業務の変更につきましては変更内容を踏まえた上で実態調査を行う必要がありますので、この点を御理解いただき改正等の意向表明をお願いしているところでございます。私からの説明は以上でございます。
- 都留会長 ありがとうございます。それでは令和 3 年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向について、労側委員にお伺いしたいと思います。
- 吉岡委員 次年度の特定最賃につきましては改正の部分の意向表明をさせていただきます。

まず、鉄鋼業、はん用機械器具製造業、そして自動車部品・船舶製造業の3業種につきましては、最低賃金改正の意向表明をさせていただきます。

また、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金は、新設の意向表明をさせていただきます。

あと、現実には意向表明に至っておりませんが、トラック運送業につきまして検討段階に入っておりますので、運輸労連東京の副会長である反町委員から、取組状況についての御報告をお願いします。

反町委員

運輸労連の反町でございます。皆様お馴染みのヤマト運輸や日本通運では大変お世話になっております。今、コンビニエンスストアで働く高校生の方と、大型トレーラー運転手の方では同じ最低賃金ということでございまして、運輸業界の担い手が大幅減ってきてしまっており、かなり危険な状態になっております。今年も大変厳しく壁は大きいところですが、特定最賃の新設に向けて努力して参りますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

吉岡委員
都留会長

ということで、意向表明と御報告について終わらせていただきます。

ありがとうございます。ただ今の御発言を受け、使側から御意見、御質問はございますか。よろしいですか。その他公益委員の方も含めて御意見や御質問はいかがでしょうか。特に無いようですね。

ただ今、労側委員から特定最低賃金改正等の申出に係る御発言をいただきました。次年度においては、1業種の新設及び3業種の金額改正の計4業種について申出の意向表明がございました。

事務局では、今後適切な事務手続きを進めてください。事務局から何かございますか。

賃金指導官

本日お配りしております資料ナンバー1について御説明させていただきます。

ただ今、令和3年度の特定最低賃金の意向表明をいただいたところでございますが、この資料は昨年度に改正申出された特定最低賃金3業種及び新設申出された電気機械器具、情報通信機械器具製造業についての適用使用者数及び適用労働者数となっております。これは、平成28年経済センサス活動調査結果をもとに、最低賃金実態調査結果を踏まえて推計したものになります。これらの適用労働者数をもとに、改正申出については、労働協約が同種の基幹労働者の概ね3分の1以上の者に、新設申出については2分の1以上の者に適用されることが申出要件となっておりますのでよろしくお願いいたします。次年度の実態調査の開始時期が5月中旬頃からの予定となっておりますので、申出内容に変更がござい

したら、4月末頃までに具体的な変更内容を事務局まで御連絡願います。
私からの説明は以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、何か御質問等はございますか。よろしいですか。

先ほど運輸労連の方からトラック運送業の話がありましたけれども、もし意向表明があるとなれば、産業分類は何になるのでしょうか。

反町委員

道路貨物運送業です。

都留会長

それが産業分類として存在するということですね。

反町委員

はい。

都留会長

これと同じような形で出すということですね。

反町委員

出すように努力させていただくということでございます。

都留会長

分かりました。

それでは議事(2)「その他」についてですが、何かございますか。よろしいですか。

特に無いようでしたら、本日の審議はこれで終了いたします。お疲れさまでした。